

京都市上京区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答(資格審査関係)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答	
1	入札説明書	5	第3	1			入札方法等	第1回入札説明書等に関する質問の回答・公表(資格審査関係)が平成22年12月8日とありますが、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付が同年12月13日からですので、ご回答の公表を早めていただきますよう、お願い致します。	出来る限り早期に公表します。	
2	入札説明書	5	第3	1			入札方法等	第1回入札説明書等に関する質問の回答・公表(資格審査関係)の日程が平成23年12月8日とありますが、参加表明書及び入札参加資格申請書の受付日程が12月13日からとなっておりますので公表の日程を早めていただくことはできませんでしょうか。	出来る限り早期に公表します。	
3	入札説明書	6	第3	2	(1)	ア	(エ)	代表者、構成員及び協力会社	同一の入札参加者が複数提案することや落札しなかった入札参加者の落札者の下請けは禁止されているとのことですが、当社とそれ以外の入札者が同一の企業に下請会社として見積依頼を行うことは可能ですか？	可能です。
4	入札説明書	6	第3	2	(1)	ウ		構成員及び協力会社の変更	『やむを得ない事情』とは、例えば参加表明後に構成員等が競争入札参加停止措置を受けた時のような事でしょうか。現状で想定されるものを教えてください。	事情ごとに判断します。
5	入札説明書	6	第3	2	(2)	ア		資格の登録	維持管理業務を担当する企業は貴市の入札参加資格名簿に、本事業における維持管理業務に該当する全ての業務について登録しておく必要がありますか。未登録の業務があれば、申請をする必要がありますか。	本市の一般競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であれば、本要件は満たしていますので、必ずしも維持管理業務に該当する全ての業務について登録する必要はありません。
6	入札説明書	6	第3	2	(3)	ア		資格の登録	当社は支店名で市の一般競争入札参加者名簿に登録していますが、本社名による本事業への参加資格申請は可能でしょうか。	この場合、一般競争入札有資格者名簿に登録されている支店名で入札参加資格確認申請を行っていただく必要があります。
7	入札説明書	8	第3	2	(3)	ア	(ウ)	設計・工事監理に当たる者	「平成8年以降に完成済みで、...の実設計の元請としての実績を有していること」とありますが、工事監理の実績は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
8	入札説明書	8	第3	2	(3)	ア	(エ)	設計工事監理にあたるもの	設計業務の一部(たとえば構造設計や設備設計)を、建設に当る者に委託することは可能でしょうか。	設計・工事監理に当たる者は、建設に当たる者と異なる事業者であることが要件であるため、不可です。
9	入札説明書	8	第3	2	(3)	イ		建設に当たる者	建設に当たる者が複数の場合において、代表者以外の構成員は、同項(エ)の同種実績は要しないと思いますが、提出書類(様式11)及び、(様式14)の実績記載欄が無記載でも差し支えないでしょうか。	建設に当たる者が複数の場合、そのうちの一人が入札説明書第3の2の(3)のイの(ア)～(オ)の要件を満たせば、他の者は(エ)及び(オ)の要件を満たしていなくても可となります。したがって、当該他の者の建設実績調査(様式11)において工事実績が無記載であっても、入札参加資格審査に影響はありません。また、建設監督技術者配置予定調査(様式14)における「建設業務経験の内容」欄は参考として記載いただくもので、無記載であっても、入札参加資格審査に影響はありません。
10	入札説明書	8	第3	2	(3)	イ		建設に当たる者	構成員の当該工事参加の為の実績条件はありますか？又、実績の有無や、内容により、審査内容が変わりますか？	入札説明書第3の2の(3)のイの(エ)に示すとおりです。
11	入札説明書	8	第3	2	(3)	イ	(イ)	建設に当たる者	求められている監理技術者は、いつから専任で配置する必要がありますでしょうか？少なくともSPCと貴市との事業契約締結時には必要なのか？工事着工までに必要なのかについてご教願います。	入札参加資格確認申請書の提出の日から落札者決定までの間と、建設工事の着手から完成・施設引き渡しまでの間、専任で配置していただく必要があります。
12	入札説明書	8	第3	2	(3)	イ	(イ)	建設に当たる者	実際に配置する監理技術者を届出ることになっていますが、万一の退社、病欠等を想定し、複数名登録したうえで、落札後にそのなかから1名専任者として配置することを考えていますが、可能でしょうか。	複数名の申請は可能ですが、その場合、申請したすべての技術者を実際に配置していただく必要があります。なお、落札後において、実際に配置する技術者の変更は認めませんが、止むを得ない理由がある場合は、協議することとします。
13	入札説明書	8	第3	2	(3)	イ	(イ)	建設に当たる者	専任する管理技術者登録において、複数名の登録は可能でしょうか。	No12を参照ください。
14	入札説明書	8	第3	2	(3)	イ	(イ)	建設に当たる者	「落札後においては実際に配置する技術者の変更は認めない。」とあるが実施方針に関する質問回答No72の協議により理由によっては変更可能とあり具体的にどのような理由を想定されていますか。	事情ごとに判断します。
15	入札説明書	8	第3	2	(3)	イ	(イ)	建設に当たる者	落札後において参加表明時の配置技術者の変更は可能という理解でよろしいでしょうか。又、その時点で複数名を届ければ以降、その範囲で変更は可能という理解でよろしいでしょうか。	No12及びNo14を参照ください。
16	入札説明書	12	第3	3	(6)	ア		提出書類(第一次審査)	提出書類の提出順について、入札説明書と入札公告の4(1)で順番が異なりますが、入札公告の順番を正として書類を提出するということでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
17	入札説明書	12	第3	3	(6)	ア	(エ)	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し	維持管理会社は、提出が必要でしょうか。	維持管理に当たる者については、提出は不要です。
18	入札説明書	13	第3	3	(7)			参加資格の審査結果(審査確認結果の公表)	本件の一般競争入札参加資格の確認結果は伏見区総合庁舎整備等事業の除と同様に、入札書及び提案書の提出前に貴区ホームページ等の公の場で公表されるのでしょうか。また公表頂けない場合についても、その理由も合わせて教えてください。	今回は、入札公告時に予定価格を公表しているため、一般競争入札参加資格の確認結果について、入札書及び提案書の提出前にホームページ等で公表することはありません。
19	入札説明書	13	第3	3	(9)	エ		入札参加資格確認の取消し	「その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたと」とありますが、どう云う事象を想定されているのでしょうか。	事情ごとに判断します。
20	入札説明書	28	別紙1	1				応募者等の資格要件 構成員、協力会社の変更	「原則不可やむを得ない場合協議」となっていますが、やむを得ない場合とはどのような事を想定されているのでしょうか。	No4を参照ください。
21	入札説明書	29	別紙1	1	(3)			業務別の参加資格要件	資格(許可、登録、認定等)及び資格者とありますが、具体的にどのような資格や資格者を有することが、参加資格を具備しているかとの要件となるのでしょうか。	維持管理を行うに当たって、必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有することが要件です。
22	入札説明書様式集	1						提出書類一覧表	資格審査に関する提出書類は、2部提出することになっていますが、原本(正本)1部、写し(副本)1部という理解で宜しいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
23	入札説明書様式集	1						有価証券報告書等	総合審査(第2次審査)に関する提出書類の中に、有価証券報告書等(5部)とありますが、P6以降の記載要領に当該書類についての記載がございませんが、代表企業、構成員、協力会社を問わず、入札参加グループの全ての企業が提出するとの理解でよろしいでしょうか。	提出書類一覧表に記載の有価証券報告書等(7ページに記載の業務遂行能力確認資料)については、資格審査(第1次審査)に関する提出書類として、入札参加者の代表者、構成員及び協力会社すべてについて2部ずつ提出してください。
24	入札説明書様式集	1						有価証券報告書等	「有価証券報告書等」は、1次審査書類ではないでしょうか。	No23を参照ください。
25	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア	(ア)	参加表明書	「企業の代表者から契約権限の委任を受けて、その委任状を京都市行政局財政部契約課へ提出している場合は、その受任者を代表者職氏名として記載して差し支えない。」とありますが、委任状を提出している場合、代表者の代表者職氏名に就いては、「企業の代表者」、「受任者」のいずれでも可という理解で宜しいでしょうか。またこれは「代表者(代表企業)」だけでなく、構成員、協力会社においても同様の理解で宜しいでしょうか。	委任状を提出されている場合は、その受任者を代表者職氏名として記載してください。また、構成員、協力会社についても同様です。
26	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア	(イ)	一般競争入札参加資格確認申請書	「部数」はすべて正本1部と副本1部の合計2部と理解しております。「枚数を記載すること」とありますが、「2」と記載すれば宜しいでしょうか。	「部数」の欄には、提出する枚数を様式別に記載してください。

京都市上京区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答(資格審査関係)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
27	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(エ)	入札参加者の資本関係調書	入札参加グループの代表企業、構成員、協力会社それぞれ各社毎の株主構成及びグループ会社、子会社等への出資割合を記載するとの理解でよろしいでしょうか?その場合、子会社等が多い場合、議決権保有割合は何%以上を記載するのでしょうか?いつ時点も含めてご教示願います。	前段について、ご質問の趣旨のとおりです。後段のうち、出資構成については、親会社がある場合は、最上段に記載してください。その他は任意とします。出資状況については、子会社がある場合は全て記載してください。その他の出資企業については、任意とします。
28	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(エ)	入札参加者の資本関係調書	「代表者、構成員及び協力会社について、1者につき1枚作成すること」とありますが、構成員及び協力会社の調書に関しても代表者(入札参加グループの代表者)が押印するとの理解でしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
29	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(エ)	入札参加者の資本関係調書について	(様式6)1出資構成の記載範囲ですが、弊社の場合株主は弊社の役員及び社員で構成されております。この場合において、出資者の名称欄に「株式会社〇〇の役員及び所員」と記載し、出資割合を100%と記載してもよろしいでしょうか。また、回答が不可の場合、全ての株主氏名を記載する必要があるのでしょうか。若しくは、一定の出資割合以上の大株主の氏名を記載すればよろしいのでしょうか。	No27を参照ください。
30	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(エ)		(様式6)2出資状況の記載範囲ですが、子会社への出資のみ記載すれば足りませんか。	No27を参照ください。
31	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(オ)	入札参加者の人的関係調書	「代表者、構成員及び協力会社について、1者につき1枚作成すること」とありますが、構成員及び協力会社の調書に関しても代表者(入札参加グループの代表者)が押印するとの理解でしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
32	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(オ)	入札参加者の人的関係調書	兼務している企業が複数ある場合は、全ての企業の名称と記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
33	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(キ)	入札参加者の実績に関する総括表	本様式9の書類は、代表企業、構成員、協力会社の区別なく、参加グループの全ての企業の実績を記載するとの理解でよろしいでしょうか?その場合、記載する実績と、入札説明書P8-9の各業務における資格要件での実績との関係についてご教示願います。	入札参加者のうち、設計・工事監理、建設、維持管理の業務に当たるすべての企業について、担当する業務ごとに1以上の実績を記載してください。ただし、入札説明書第3の2の(3)の資格要件において、各業務に当たる企業が複数の場合、そのうちの1者が業務ごとに掲げる要件すべてを満たしておれば、他の者は実績に関する要件を満たしてなくても可としておりますので、当該他の者の実績調書(様式10~12)において工事実績が無記載であっても、入札参加資格審査に影響はありません。
34	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(ク)	設計・工事監理実績調書	「実績等を証するための請負契約書、設計図書等の写しを必ず添付すること。」とされていますが、このうち契約書の写しのみを添付で、設計図書の添付を行わないことは可能でしょうか。又、設計図書の写しの添付が必須の場合、どのような事項を確認するために、どの程度の図面の添付が必要かご教示下さい。設計図書の写しの提示に関する懸案として、設計図書が附属する施設や建築主の機密情報や企業情報が記載されており、守秘義務上提示できない可能性があります。その場合、設計図書に代わる証明資料として有効なものがあれば、あわせてご教示下さい。	入札説明書第3の2の(3)の(ウ)、イの(エ)又はウの(イ)の要件を満たしていることを証する契約書、設計図書等の写しを提出してください。なお、契約書の写しだけで、床面積や用途を含め当該要件を満たしていることを確実に証することができます場合は、設計図書等の写しの添付は不要です。
35	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(ク)	設計・工事監理実績調書	(様式10)実績等を証するための請負契約書、設計図書等の写しを必ず添付することありますが、実績要件を満たしていることが判明できる程度の設計図書を添付すれば足りるとしてよろしいか。(例えば、契約書、業務仕様書、面積表及び配置図の写し並びに竣工外観写真一点程度)	ご質問の趣旨のとおりです。
36	入札説明書様式集	6		2	(2)	ア(ク)	設計・工事監理実績調書	(様式10)における設計・工事監理実績調書、建設実績調書、維持管理実績調書に記載する実績につきましては、1物件のみを記載するということがよろしいでしょうか。	1物件以上の記載とします。
37	入札説明書様式集	7		2	(2)	ア(ケ)	技術者配置予定書	維持管理業務において配置する統括技術者は事業書で1名と判断すれば1名で宜しいでしょうか。また、保有する資格がいずれかの業務に特化した内容でも問題無いですでしょうか。	維持管理業務の統括技術者は1名でもかまいません。保有資格の種別については特に問いません。
38	入札説明書様式集	7		2	(2)	ア(ケ)	統括技術者	維持管理技術者の配置は約3年後からとなります。現時点において、候補者を複数人分提出し、その中から一名を配置することは可能でしょうか。	複数名の申請は可能ですが、その場合、申請したすべての技術者を実際に配置していただく必要があります。なお、維持管理技術者については、提案書に記載の内容(維持管理体制)との齟齬がない限り、変更することが可能です。
39	入札説明書様式集	7		2	(2)	ア(ケ)	設計有資格者配置予定調書、工事監理技術者配置予定調書	(様式13、15)における各実績調書に記載する業務経験の内容につきましては、1物件のみを記載するということがよろしいでしょうか。また、実績調書に記載の物件の担当者である必要はありませんか。	1物件以上の記載とします。実績調書(様式10)に記載の物件の担当者である必要はありません。
40	入札説明書様式集	7		2	(2)	ア(ケ)	設計有資格者配置予定調書、工事監理技術者配置予定調書	(様式13、15)において実際に配置する者を届け出ることとなっておりますが万一の事態を想定し、複数名を記載し、落札後にそのなかから1名が専任するとしてもよろしいでしょうか。	複数名の申請は可能ですが、その場合、申請したすべての技術者を実際に配置していただく必要があります。なお、設計資格者及び工事監理技術者については、提案書に記載の内容との齟齬がない限り、変更することが可能です。
41	入札説明書様式集	7		2	(2)	ア(ケ)	設計有資格者配置予定調書	(様式13)統括的な役割を果たすとは、設計業務の窓口となる設計担当主任技術者ではなく、設計業務全般を統括する管理技術者のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
42	入札説明書様式集	7		2	(2)	ア(ケ)	設計有資格者配置予定調書及び工事監理技術者配置予定調書	配置予定者について、担当する役割とは統括技術者・主任技術者・担当者と考えればよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。少なくとも統括技術者の調書を提出してください。
43	入札説明書様式集	7		2	(2)	ア(ケ)	維持管理技術者配置予定調書	維持管理開始日まで期間があるため予定調書に記載する配置予定者については資格要件等を満たしている場合については変更可能との理解で宜しいでしょうか。またこの予定者については本社等で管理担当を行う非常駐者でも宜しいのでしょうか。	維持管理技術者については、提案書に記載の内容(維持管理体制)との齟齬がない限り、変更することが可能です。また、統括技術者であっても、本施設に常駐する必要はありません。
44	入札説明書様式集	7		2	(2)	ア(ケ)	建設監督技術者配置予定調書	当該調書は、入札説明書P8にある建設に当たる者の監理技術者の調書との理解でよろしいでしょうか?	ご質問の趣旨のとおりです。建設に当たる者の監理技術者は、建設監督技術者配置予定調書(様式14)が該当します。
45	入札説明書様式集	7		2	(2)	イ	業務遂行能力確認資料	提出資料に(ア)と(イ)の写しと監査報告書とありますが、監査報告書は監査法人や公認会計士によるものが必要でしょうか。また、協力企業まで全ての参加企業が必要でしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
46	入札説明書様式集	7		2	(2)	イ	業務遂行能力確認資料	有価証券報告書の該当箇所及び監査報告書の写しの提出部数は2部という理解で宜しいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
47	入札説明書様式集	7		2	(2)	イ	業務遂行能力確認資料	監査報告書に関しても写しを提出すれば良いという理解で宜しいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
48	入札説明書様式集	7		2	(2)	イ	業務遂行能力確認資料	税務申告書の写しを提出する場合は、原本証明印を付する必要があるのでしょうか。	原本証明は不要とします。
49	入札説明書様式集	7		2	(2)	イ	業務遂行能力確認資料	「監査報告書」は「有価証券報告書」を提出した場合は特に不要との理解で宜しいでしょうか。	有価証券報告書全体でなく、該当箇所の写しを求めていますので、併せて監査報告書の写しを提出してください。
50	入札説明書様式集	様式3					参加表明書	他様式にも該当しますが、代表者、構成員及び協力会社の名称又は商号、代表者職氏名は、京都市の入札有資格者名簿に登録されている内容を記載すれば宜しいのでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。

京都市上京区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する質問回答(資格審査関係)

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
51	入札説明書様式集	様式3					参加表明書	様式6及び7にも該当しますが、複数枚に及ぶ場合の割印は代表者のみで宜しいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
52	入札説明書様式集	様式3					参加表明書	「※3 役割欄は…詳細に記入すること」とありますが、設計、建設、工事監理、維持管理の別以外にPFI事業者の会社事務(税務、会計、決算事務等)等の役割も記入するとの理解でよろしいでしょうか。	参加表明書においては、SPC内の会社事務(税務、会計、決算事務等)の役割までの記載は不要です。事業計画提案書において、詳細に記載をお願いします。
53	入札説明書様式集	様式3					参加表明書*1 割印	「記入欄が不足する場合、…。複数枚に及ぶ場合は、割印をすること。」とありますが、複数枚にわたる参加表明書を袋綴り製本し割印したのち、資格審査書類ファイルに綴じ込みすると云うことでしょうか。	ご質問の方法でも構いませんし、割印だけでも可です。
54	入札説明書様式集	様式4					添付書類一覧	維持管理に係わる入札参加資格を証する書類として添付が求められる資料はどのようなものになりますでしょうか。	様式12及び様式16、並びにそれらの添付書類が該当します。
55	入札説明書様式集	様式6					入札参加者の資本関係調書	代表者、構成員、協力会社に就いて、それぞれの企業毎に当該様式を作成し、いずれも代表者のみが記名押印、という理解で宜しいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
56	入札説明書様式集	様式6					入札参加者の資本関係調書(様式6)	2出資状況には「貸借対照表」の『投資その他の資産』の『関係会社資産』だけを記載すればいいのでしょうか。『投資有価証券』に記載の例えばPFI落札のSPCに出資したのも記載が必要でしょうか。	No27を参照ください。
57	入札説明書様式集	様式6					入札参加者の資本関係調書	本様式の「出資状況」に記載する基準(【例】有価証券報告書等に記載の範囲、出資比率が〇%以上)を具体的に示して下さい。	No27を参照ください。
58	入札説明書様式集	様式6					入札参加者の資本関係調書	構成企業の出資関係、出資者の名称、出資割合、出資する企業名、議決権の保有割合の記載はどこまで記載する必要がありますでしょうか。企業が作成している有価証券報告書等で代用するとは可能でしょうか。	No27を参照ください。
59	入札説明書様式集	様式7					入札参加者の人的関係調書	記載対象となる「役員」は、取締役という理解で宜しいでしょうか。	取締役、会計参与、監査役とします。
60	入札説明書様式集	様式7					入札参加者の人的関係調書	代表者、構成員、協力会社に就いて、それぞれの企業毎に当該様式を作成し、いずれも代表者のみが記名押印、という理解で宜しいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
61	入札説明書様式集	様式7					入札参加者の人的関係調書	「※3 兼務の有無に関わらず、全ての役員について記載すること」とありますが、「役員」とは監査役会設置会社においては「取締役」及び「監査役」、委員会等設置会社においては「取締役」及び「執行役」との理解でよろしいでしょうか。	No59を参照ください。
62	入札説明書様式集	様式7					入札参加者の人的関係調書	構成企業の役員の兼務している企業及び兼務先の役職等も有価証券報告書等で代用は可能でしょうか。	当該様式を提出してください。
63	入札説明書様式集	様式11					建設実績調書	実績を証明する書類としてCORINSを提出すれば、契約書及び設計図書の写しは必要ないのでしょうか。	CORINSの登録内容確認書も証明書類になり得ます。
64	入札説明書様式集	様式12					維持管理実績調書	実績を証明する添付資料において、契約書の写しに業務名称・業務概要等の記載があれば設計図書等のその他資料の添付は必要ないという理解でよろしいでしょうか。また、契約書も複数ページにわたるため、建物概要・業務内容等が記載されているページのみでよろしいでしょうか。(添付資料が非常に膨大な量となる懸念があります)	ご質問の趣旨のとおりです。
65	入札説明書様式集	様式16					維持管理技術者配置予定調書	入札説明書第3章2節(3)ウ(ア)には、「維持管理を行うに当たって、必要な資格及び資格者を有すること。」とありますが、特段、有資格者を専任で配置することは応募者の資格要件にはなっておりません。様式16で提示する配置予定技術者は、専任で配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
66	入札説明書様式集	様式16					維持管理技術者配置予定調書	維持管理業務の開始は、事業契約締結後2年以上経過することから、様式16で提示する配置予定技術者が維持管理業務開始時点で選任できない可能性があります。入札時に様式16で提示した配置予定技術者の変更は可能でしょうか。	No38を参照ください。
67	入札説明書様式集	様式16					維持管理技術者配置予定調書	入札説明書第3章2節(3)ウ(イ)に記載された「平成8年度以降に延べ床面積5,000㎡以上の庁舎等又は商業施設の維持管理業務の実績を有していること。」は、応募者の維持管理に当たる企業の実績要件であることから、様式16に記載する配置予定技術者の業務経験は、必ずしも「平成8年度以降に延べ床面積5,000㎡以上の庁舎等又は商業施設の維持管理業務の経験」を満足しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨のとおりです。
68	入札説明書様式集	様式16					維持管理技術者配置予定調書	入札参加資格確認の段階で本様式を提出する必要がありますが、実際の業務開始までに3年程度の時間があります。業務開始までにやむを得ない事情があった場合や、より適した人材がいた場合に同等以上の技術者であれば、変更が可能であると考えてよろしいでしょうか。	No38を参照ください。
69	入札説明書様式集	様式16					維持管理技術者配置予定調書	配置予定の技術者が所有しているべき資格や実務経験年数について、ご教示ください。	No21を参照ください。
70	落札者決定基準	4	第3	3			応募者等の業務遂行能力の確認	「代替信用補完措置(第三者による履行保証)」とは、具体的にはどのようなものを想定されているのでしょうか。建設業務に限りませんが、JVは信用補完措置としてお認めいただけるのでしょうか。	業務代行を担保するため、第三者による履行保証を取得するものです。応募者は、企業単体について参加資格を確認しますので、JVは想定できません。
71	落札者決定基準	4	第3	3			応募者等の業務遂行能力の確認	資力、信用力及び債務返済能力等の審査は、第1次審査で行うとありますが、入札説明書様式集1頁の提出書類一覧表では、「有価証券報告書等」は第2次審査で提出すると記載されております。有価証券報告書等については、第一次審査の内容のため、第一次審査に関する提出書類の最後尾に添付するという理解でよろしいでしょうか。あるいは様式集に記載の通り、第2次審査時に添付することでしょうか。	No23を参照ください。